

平成十五年二月

二千年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う宣言	二
二	条約の内容	二
1	一般的義務	二
2	定義	二
3	適用	二
4	防汚方法に関する規制	三
5	附属書一に関連して生ずる廃棄物の規制	三
6	防汚方法に関する規制の改正を提案するための手続	三
7	科学的及び技術的研究並びに監視	三
8	情報の送付及び交換	三
9	検査及び証明	三
10	船舶の監督及び違反の発見	四
11	違反	四
12	船舶の出航の不当な遅延又は抑留の回避	四

13	紛争解決	四
14	最終条項	四
15	防汚方法に関する規制	四
16	附属書一の改正の提案に関し必要とされる事項	四
17	防汚方法に関する検査及び証明の要件	五
	三 条約の実施のための国内措置	五
	(参考)	六

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

(1) 船舶に貝・海藻等の汚れが付着すると推進抵抗が増加し燃費が悪化することから、これを防止するための措置（防汚方法）として、汚れの付着を防止する塗料（防汚塗料）を船底に塗布している。近年、この防汚塗料に含まれる有機スズ化合物による海洋生物及び人の健康に対する悪影響が国際的に懸念されるようになり、国際的規制を行う必要性が唱えられてきた。我が国においては、千九百九十年代初めより既に代替塗料を使用し、有機スズ化合物の使用を中止（自主規制）している。

(2) こうした中で、我が国の主導により、有機スズ化合物の使用を規制するための法的拘束力のある国際的な枠組みを確立するため、検討が国際海事機関（IMO）において進められ、平成十三年（二十一年）十月にIMOの主催によりロンドンで開催された国際会議において、この条約が採択された。

### 2 条約締結の意義

この条約は、有機スズ化合物の防汚塗料への使用の禁止等船舶の有害な防汚方法の規制について定めるものである。我が国がこの条約を締結してその早期発効に寄与することは、海洋環境及び人の健康の保護のための国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

### 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 我が国を旗国とする船舶等に用いられる防汚方法について、有機スズ化合物の使用を禁止すること。

(2) 我が国を旗国とする船舶のうち総トン数が四百トン以上の国際航海に従事するものについて、この条約の定める時期に船舶の防汚方法に関する検査を行うとともに、検査により船舶の防汚方法がこの条約に適合していることを確認した場合には、国際防汚方法証書を発給すること。

(3) 自国を旗国とする船舶のうち総トン数が四百トン未満で長さが二十四メートル以上の国際航海に従事する船舶について、船舶所有者が署名した宣言書を備えることを要求すること。

## 4 早期国会承認が求められる理由

我が国においては、防汚塗料に使用される有機スズ化合物の有害性を早期から認識し、世界に先駆けて関連業界がその使用を自主的に中止するなどの規制を行ってきた。さらに、有機スズ化合物を含有する防汚塗料の使用を抑制するため、これに代わる防汚塗料の開発にも積極的に取り組んできている。この分野において先進的な取組を行い、この条約の作成を主導してきた我が国がこの条約を早期に締結して、その早期発効に寄与することが海洋環境及び人の健康の保護の観点から望ましい。

## 5 我が国の行う宣言

この条約は、規制対象である防汚方法等を定める附属書一の改正が行われた場合には、締約国が、改正部分について別途締結を行わない限り、自国について当該改正が効力を生じない旨の宣言をこの条約を締結する時に行うことができる旨規定している（第十六条(2)(f)(ii)(3)）。我が国は、防汚方法により生ずる悪影響から海洋環境及び人の健康を保護するというこの条約の目的にかんがみ、国際的議論に基づいて附属書一に追加される防汚方法については、国内法上の問題がなければ、原則としてこの条約上の規制対象として受け入れることが望ましいとの観点から、この宣言を行わない。なお、締約国は、この宣言を行わない場合でも、附属書一の個別の改正について、当該改正は別途受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨の通告を当該改正の発効前に行うことができる（第十六条(2)(f)(ii)(2)）。

## 二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十一箇条、末文及び四の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

## 1 一般的義務（第一条）

締約国は、防汚方法により生ずる海洋環境及び人の健康に対する悪影響を軽減し又は除去するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する（第一条(1)）。

## 2 定義（第二条）

「防汚方法」、「総トン数」、「国際航海」、「長さ」、「船舶」等の用語の定義について規定している。

## 3 適用（第三条）

- (1) この条約は、締約国を旗国とする船舶、締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているもの及び締約国の港、造船所又は沖合の係留施設に入る非締約国を旗国とする船舶に適用する（第三条(1)）。
  - (2) この条約は、軍艦、国所有の非商業的業務に従事する船舶については、適用しない（第三条(2)）。
- 4 防汚方法に関する規制（第四条）

締約国は、附属書一の規定に従って、自国を旗国とする船舶、自国を旗国としない船舶のうち自国の権限の下で運航されているもの及び自国の港、造船所又は沖合の係留施設にある間の自国以外の国を旗国とする船舶について、有害な防汚方法の使用を禁止する（第四条(1)）。
  - 5 附属書一に関連して生ずる廃棄物の規制（第五条）

締約国は、この条約により規制される防汚方法の除去により生ずる廃棄物が、安全かつ環境上適正な方法で収集され、取り扱われ、処理され及び処分されることを要求する適当な措置を自国の領域内とする。
  - 6 防汚方法に関する規制の改正を提案するための手続（第六条及び第七条）

防汚方法に関する規制を定める附属書一を改正するための手続等について規定している。
  - 7 科学的及び技術的研究並びに監視（第八条）

締約国は、防汚方法により生ずる影響に関する科学的及び技術的研究並びにこれらの影響の監視を促進し及び容易にするため適当な措置をとる（第八条(1)）。
  - 8 情報の送付及び交換（第九条）

締約国は、自国を旗国とする船舶に対する検査を委任する団体の一覧表及び国内法により承認され、制限され又は禁止された防汚方法に関する情報をI M Oに送付する（第九条(1)）。
  - 9 検査及び証明（第十条）

締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶が附属書四に定める規則に従って検査され及び証明されることを確保する。

- 10 船舶の監督及び違反の発見（第十一条）
- (1) この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、締約国の港、造船所又は沖合の係留施設において当該締約国から権限を与えられた職員による国際防汚方法証書又は防汚方法に関する宣言書の確認等の監督に服する（第十一条<sup>(1)</sup>）。
- (2) 船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、監督を行う締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、退去させ又は自国の港から排除するための措置をとることができる（第十一条<sup>(3)</sup>）。
- 11 違反（第十二条）
- 締約国は、この条約の違反について、自国を旗国とする船舶については場所のいかんを問わず、自国以外の国を旗国とする船舶についてはその管轄権の範囲内で、禁止され、かつ、処罰されるようにする（第十二条<sup>(1)</sup>及び<sup>(2)</sup>）。
- 12 船舶の出航の不当な遅延又は抑留の回避（第十三条）
- 締約国は、船舶の監督等を行う際には、船舶を不当に抑留し又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う（第十三条<sup>(1)</sup>）。
- 13 紛争解決（第十四条）
- この条約の解釈又は適用に関する紛争は、交渉、審査、仲介、司法的解決等の平和的手段により解決する。
- 14 最終条項（第十六条から第二十一条まで）
- 改正、署名、批准等、効力発生、廃棄、寄託者等について規定している。
- 15 防汚方法に関する規制（附属書一）
- 締約国は、船舶の防汚方法に使用される有機スズ化合物について、二千三年一月一日以降船体への新たな塗装を禁止し、二千八年一月一日以降船体に存在させないようにするか船体に残っている当該化合物が浸出することを防ぐような被覆を施すようにするかをいずれかを行う。
- 16 附属書一の改正の提案に関し必要とされる事項（附属書二及び附属書三）

附属書一の改正を提案する国が第六条の規定により提出を求められる文書に記載すべき事項について規定している。

17 防汚方法に関する検査及び証明の要件（附属書四）

(1) 検査（附属書四第一規則）

- (イ) 締約国は、自国を旗国とする船舶のうち総トン数が四百トン以上の国際航海に従事するものについて、(a)船舶の就航前又は国際防汚方法証書が初めて発給される前及び(b)防汚方法が変更され又は取り替えられる場合に検査を受けさせる（第一規則(1)）。
- (ロ) 旗国の行う検査は、船舶の防汚方法がこの条約に完全に適合することを確保するものとする（第一規則(2)）。
- (ハ) 船舶の検査は、締約国から権限を与えられた職員により行われる。これに代えて、締約国は、この条約によって要求される検査をそのために締約国が認定する団体に委託して行うことができる（第一規則(4)）。

(2) 国際防汚方法証書（附属書四第二規則から第四規則まで）

締約国が国際防汚方法証書を発給する手続及び証書の効力等について定める。

(3) 防汚方法に関する宣言書（附属書四第五規則）

締約国は、自国を旗国とする船舶のうち総トン数が四百トン未満で長さが二十四メートル以上の国際航海に従事する船舶について、船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人が署名した宣言書を備えることを要求する（第五規則(1)）。

(4) 証書等のモデル様式（附属書四の付録一及び付録二）

国際防汚方法証書及び防汚方法に関する宣言書の様式を定める。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十三年十月五日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十五年二月四日現在 未発効(二十五以上の国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の二十五パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、効力を生ずる。)
- 3 署名国 八箇国  
オーストラリア、ベルギー、ブラジル、デンマーク、フィンランド、モロッコ、スウェーデン、アメリカ合衆国
- 4 締約国 平成十五年二月四日現在 一箇国  
デンマーク